

介護老人保健施設 紅寿の里  
介護予防短期入所療養介護重要事項説明書  
(平成21年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 : 医療法人社団みゆき会 介護老人保健施設 紅寿の里
- ・開設年月日 : 平成13年1月11日
- ・所在地 : 山形県西村山郡河北町大字溝延字本丸8-1
- ・電話番号 : 0237-73-5850
- ・ファックス番号 : 0237-73-5860
- ・管理者名 : 渡邊 智子
- ・介護保険指定番号 : 介護老人保健施設 (0652380023)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話、自立支援などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、介護予防短期入所療養介護や介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、利用者の自立の可能性を最大限引き出すよう支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

**[介護老人保健施設 紅寿の里 運営方針]**

- 一、地域の保健・医療・福祉等の連携を図り、高齢社会に即したサービスを提供するために、明るく家庭的な施設づくりを目指し、病弱老人や認知症老人等にも対応した、利用者本位の高齢者介護サービスに取り組みます。
- 二、看護・介護その他の職種間のチームワークを重視し、働きやすい職場づくりを目指します。
- 三、地域のボランティア活動等との連携を大切にし、地域の福祉環境のボトムアップを支援します。

(3) 施設の職員体制（老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションとの兼務を含む。）

	常勤専従（うち兼務）	非常勤	夜間	業務内容
医師	1	1		利用者の医学的対応等
看護職員	10（10）		（1）	看護および医師の指示による医療行為等
介護職員	37（37）		（4）	介護等
支援相談員	2（2）			相談、苦情受付等
理学療法士	3（3）			機能訓練の実施および介護職員への指導等
作業療法士	1（1）			
言語聴覚士		1（1）		
管理栄養士	1（1）			食事管理、栄養指導等
介護支援専門員	1（1）			サービス計画の立案
事務職員	2			利用料の請求等

(4) 定員

- ・施設サービス定員数より実入所者数を差し引いた数
- ・療養室 個室 9室、 2人室 10室、 3人室 1室、 4人室 17室

2. ご利用にあたって

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込にあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に沿って作成された計画に基づき、施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の支援を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養計画が作成されますが、その際、利用者・代理人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. サービス内容

① サービス計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時45分～ 8時45分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 自立支援（退所時の支援も行います。）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 居宅および施設間の送迎
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理
- ⑩ 特別な食事の提供（希望による）
- ⑪ 理容サービス（原則、月1回実施します。）
- ⑫ その他

\*これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

#### 4. 身体の拘束等

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### 5. 感染症管理体制の実施

施設では、感染症または食中毒が発生し、またはまん延を防止するため委員会を設置し、必要な措置を講じます。

#### 6. 褥創管理体制の実施

施設では、褥創が発生しないよう適切な介護を提供するとともに、その発生を防止するための委員会を設置し、必要な措置を講じます。

#### 7. 利用料金

##### (1) 基本料金

① 施設利用料（1日または1回あたりの自己負担分です。）

項目	金額	利用者負担額
介護予防短期入所療養介護費（I） 従来型個室		
要支援1	5,720円	572円

要支援 2	7, 1 2 0 円	7 1 2 円
介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）		
多床室		
要支援 1	6, 3 1 0 円	6 3 1 円
要支援 2	7, 8 5 0 円	7 8 5 円
特定短期入所療養介護		
3 時間以上 4 時間未満	6, 5 0 0 円	6 5 0 円
4 時間以上 6 時間未満	9, 0 0 0 円	9 0 0 円
6 時間以上 8 時間未満	1 2, 5 0 0 円	1, 2 5 0 円
体制加算（「注」参照）		
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 2 0 円	1 2 円
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 0 円	6 円
・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 0 円	6 円
・夜勤職員配置加算	2 4 0 円	2 4 円
加算（「注」参照）		
・リハビリ機能強化加算	3 0 0 円	3 0 円
・個別リハ実施加算	2, 4 0 0 円	2 4 0 円
・認知症ケア加算	7 6 0 円	7 6 円
・認知症行動・心理症状 緊急対応加算	2, 0 0 0 円	2 0 0 円
・若年性認知症利用者受入加算	1, 2 0 0 円	1 2 0 円
・療養食加算	2 3 0 円	2 3 円
・送迎加算（片道につき）	1, 8 4 0 円	1 8 4 円
・緊急ネットワーク加算 （7 日以内）	5 0 0 円	5 0 円
・緊急時施設療養費		介護報酬単位数による

(注)

- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を 1 0 0 分の 5 0 以上配置した時、上記施設利用料に 1 日 1 2 円が加算されます。
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  
看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合を 1 0 0 分の 7 5 以上配置した時、上記施設利用料に 1 日 6 円が加算されます。
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  
施設サービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続年数が 3 年以上の者の占める割合を 1 0 0 分の 3 0 以上配置した時、上記施設利用料に 1 日 6 円が加算されます。

- ・ 夜勤職員配置加算  
 夜勤を行う看護職員又は介護職員を、入所者20名に対し1以上配置した時、上記施設利用料に1日24円が加算されます。
- ・ リハビリ機能強化加算  
 常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置し、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、1日につき30円が加算されます。
- ・ 個別リハ実施加算  
 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、個別リハビリテーションを行った場合、1日につき240円が加算されます。
- ・ 認知症ケア加算  
 認知症専門棟の利用者に対し、個性、心身の状況、生活歴等を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するため、介護職員等を適切に配置している施設について、1日につき76円が加算されます。
- ・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算  
 医師が、認知症行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断し利用を開始した場合、利用開始から7日を限度に1日につき200円が加算されます。
- ・ 若年性認知症入所者受入加算  
 若年性認知症入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合、1日につき120円が加算されます。
- ・ 療養食加算  
 医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量および内容を有する食事を提供した場合、1日につき23円が加算されます。
- ・ 送迎加算  
 入所時および退所時に行った場合には、それぞれ184円加算されます。ただし、通常の送迎の実施地域外の場合の送迎費は、その要した交通費実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の送迎の実施地域を越えて1キロメートルあたり30円で計算します。  
 ※通常の送迎の実施地域：河北町、寒河江市、天童市、村山市、東根市
- ・ 緊急短期入所ネットワーク加算  
 他の事業所と連携し、緊急に短期入所サービスを受け入れる体制を整備している施設について加算されます。
- ・ 緊急時施設療養費  
 緊急時に所定の対応を行った場合は、介護報酬単位数による別途料金が加算されます。

(2) その他の料金

- ① 食費（食材費＋調理相当分） 1,380円／1日あたり  
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 滞在費（療養室の利用費）  
従来型個室 1,640円／1日あたり  
多床室 320円／1日あたり  
（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

※ 国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）に該当する場合

	食費	滞在費	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	490円	0
利用者負担第2段階	390円		320円
利用者負担第3段階	650円	1,310円	

- ③ その他
- 特別な食事の提供に関わる費用 250円  
月に1回、高級な食材を使用して提供する食材料にかかる費用です。ご希望されない場合はお申し出下さい。
  - 日常生活品費 145円  
石鹸、シャンプー、バスタオル等の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。ご希望されない場合はお申し出下さい。
  - 教養娯楽費（参加時） 25円  
クラブやレクリエーションで使用する材料にかかる費用で、利用者が希望された場合にお支払いいただきます。
  - 理容料 2,100円～2,600円  
理容をご利用の場合にお支払いいただきます。
  - コインランドリー使用料／回  
洗濯機 200円  
乾燥機 100円  
コインランドリー使用時にお支払いいただきます。
  - 電話料 実費  
電話使用時にお支払いいただきます。
  - 電気使用料／日 100円  
電気毛布、テレビ等の電気器具を施設に持ち込み、個別に使用される場合にお支払いいただきます。

- ・ 各種催事参加費 実費  
喫茶店等、施設で企画する催事の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。
- ・ 作業リハビリ作品材料費 実費  
希望により作業リハビリで使用する材料にかかる費用です。

### (3) 支払い方法

毎月15日頃または退所後、請求書を指定する先に郵送いたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、口座振替を原則としますが、別の支払方法（現金、銀行振込）を希望される場合は、利用申込時にお申し出ください。なお、申し出た支払方法は、いつでも変更することが可能です。ただし、現金の扱いは事務室にて行います。

## 8. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ➤ 協力医療機関

- ・ 名 称 山形県立河北病院  
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂111番地  
寒河江市立病院  
山形県寒河江市大字寒河江字塩水80番地  
山形済生病院  
山形県山形市沖町79番1

### ➤ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 丹野歯科医院  
山形県西村山郡河北町大字溝延326

### ➤ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 9. 施設利用にあたっての留意事項

- 食事 ・・・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設で提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険外給付の利用料と位置付けられていますが、利用者の心身の状態に影響を与える食事内容の管理は欠かせないため、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- 面会 ・・・ 面会時間は午前7時から午後8時までです。
- 外出 ・・・ 所定の申請書にご記入の上、職員に届出して許可を受けてください。



#### 14. その他

施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

施設の事業計画・財務内容等を閲覧することもできますので、ご希望の方はお申し出ください。

**介護予防短期入所療養介護  
基準額・加算額**

介護老人保健施設 紅寿の里 (平成21年4月1日現在)

基 準 額			
従来型個室		多 床 室	
要支援1	572円	要支援1	631円
要支援2	712円	要介護2	785円
加 算 額			
▶送迎加算 片道につき		184円	▶リハビリ機能強化加算
			30円/日
▶サービス提供体制強化加算		12円/日	▶療養食加算 (提供した場合)
			23円/日
▶夜勤職員配置加算		24円/日	

滞在費		食 費	
従来型個室	1,640円/日	1日あたり 1,380円	
多 床 室	320円/日		
国が定める利用者負担限度額段階 (第1～3段階) に該当する場合			
利用者負担第1段階	従来型個室	490円/日	300円/日
	多床室	0/日	
利用者負担第2段階	従来型個室	490円/日	390円/日
	多床室	320円/日	
利用者負担第3段階	従来型個室	1,310円/日	650円/日
	多床室	320円/日	

※ 上記金額は非課税です。

- 注) 1. 介護予防短期入所療養介護サービス費の個人負担額は、上記基準額と加算額、滞在費、食費を合算した額となります。
2. サービスの内容により、上記以外の加算額が算定されますのでご了承ください。
3. 上記金額は、1日または1回あたりの料金です。
4. 基準額・加算額・利用料は、月1回締めとし、お支払は口座振替を原則としますが、別の支払方法(現金、銀行振込)を希望される場合は、利用申込時にお申し出ください。なお、申し出た支払方法は、いつでも変更することが可能です。
5. 領収書の再発行はできかねますので、大切に保管してください。
6. その他ご不明な点がございましたらお申し出ください。

## 利 用 料 金 表

介護老人保健施設 紅寿の里 (平成21年4月1日現在)

➤基本料金			
介護予防短期入所療養介護費	厚生労働大臣が定める基準の利用料の1割		
➤その他の料金			
食費・滞在費 (1日あたり)	食 費	滞 在 費	
		従来型個室	多床室
利用者負担第4段階 (年金266万円以上)	1,380円	1,640円	320円
利用者負担第3段階 (年金80万円超266万円以下)	650円	1,310円	320円
利用者負担第2段階 (年金80万円以下)	390円	490円	320円
利用者負担第1段階 (生活保護受給者)	300円	490円	0
※上記金額は非課税です。			
特別な食事に対する加算	250円/回		
日用品費	145円		
教養娯楽費	25円 (参加時)		
理容料			
調 髪	2,600円/回 (カット、顔剃り)		
散 髪	2,100円/回 (カットのみ)		
顔剃り	2,100円/回		
コインランドリー使用料			
洗濯機	200円/回		
乾燥機	100円/回		
私物クリーニング料	個別にご相談ください。		
電話料	実費		
電気使用料	100円/日		
各種催事費	実費		
作業リハビリ作品材料費	実費		
通常の送迎の実施地域外の場合の送迎	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: right;">自動車使用</div> <div style="text-align: center;">実費 30円/km</div> <div style="text-align: left;">通常の送迎の実施地域 河北町、寒河江市、 天童市、村山市、 東根市</div> </div>		

※上記料金には消費税が含まれています。

平成 年 月 日

介護予防短期入所療養介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にに基づき、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	〒999-3522 山形県西村山郡河北町大字溝延字本丸8-1
	名称	医療法人社団みゆき会 介護老人保健施設 紅寿の里
	説明者	Ⓜ

私は、本書面により事業者から介護予防短期入所療養介護について重要事項の説明を受け、本書面を受領しました。

利用者	住所	〒 -
	氏名	Ⓜ
代理人	住所	〒 -
	氏名	Ⓜ